

第 23 期愛知海区漁業調整委員会

第 9 回 会 議 議 事 録

令和 8 年 6 月 12 日
海区漁業調整委員会委員室

日 時	令和8年6月12日（金）午前10時30分から午前11時15分まで		
場 所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）		
議 題	第1号議案 改良備前網漁業等の許可等に関する取扱方針の一部改正について（諮問） 第2号議案 改良備前網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問） 第3号議案 まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問） 報告事項 漁業に関する協定について		
出 席 委 員	山下三千男 黒田 勝春 鈴木 惣和 山本 昌弘 中根 静夫 小林 俊雄 榊原 満男 岩田 靖宏 鈴木 敏且 川口 正康 山本 忍 磯貝 政男 石井 克也 深井 淳二 長谷川桂子		
事 務 局 職 員	書 記 長 浅野 将宏 主 査 鈴木 智博 非常勤職員 江口 千香		
農 業 水 産 局	水 産 振 興 監 坂口 泰治 水 産 課 課 長 原 保 〃 担 当 課 長 堀木 清貴 〃 課 長 補 佐 荒川 哲也 〃 主 査 黒田 拓男 〃 主 査 金田 康見 〃 課 長 補 佐 岩田 友三 〃 課 長 補 佐 五藤 啓二		

事務局（浅野）	定刻となりましたので始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。 資料は、会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び報告事項の以上6種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。 （資 料 確 認） それでは、ただ今から第9回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
会長（山下）	第9回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。 本日は、議案3件、報告事項1件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。
事務局（浅野）	ありがとうございました。 それでは、坂口水産振興監から御挨拶をお願いいたします。
水産振興監	第9回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言、挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り重ねてお礼申し上げます。 前回5月の委員会におきましては、弊庁の防災ベルの誤報により、

	会議が中断となりました。皆様には、たいへんな御迷惑、御心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。 さて、この地方も梅雨入りしまして、また暑くなってきたわけですが、近年は異常気象で激しく雨が降ったり、反対にカラカラの天気になったりということが起きるのですが、一番心配なのは豪雨災害です。今年はそういったことがないように願っております。 また豊川河口のアサリにつきましては、水産試験場の調査結果によりますと、ここ2、3年と比較すると資源量が多いと聞いております。引き続き、水産試験場とともに資源状況を注視し、資源の有効活用を図ってまいります。 前回中断となりました報告事項を含め、本日の議題は、議案3件と報告事項1件と聞いております。慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。 本日はよろしくお願いいたします。 事務局（浅野） ありがとうございました。 本日は定員15名のうち、15名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。 それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。 議長（山下） 私が議長をつとめますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、山本昌弘委員、小林委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。 第1号議案の「改良備前網漁業等の許可等に関する取扱方針の一部改正について」水産課から説明をお願いします。
--	---

水産課（黒田）

第1号議案「改良備前網漁業等の許可等に関する取扱方針の一部改正について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

（諮問文朗読）

資料3ページ、別紙を御覧ください。今回、大きく2つの内容について改正いたします。1つは、改良備前網漁業における許可の条件の追加及び簡易型船舶自動識別装置の備付けに係る規定の変更について、もう1つは改良備前網漁業等における許可の定数の変更についてでございます。

資料5ページを御覧ください。はじめに、改良備前網漁業の許可方針の改正について御説明いたします。（1）の概要につきましては改良備前網漁業の許可等に関する取扱方針の第4に規定する許可の条件に、新たに航跡の記録の保存に関する規定を追加いたします。また、同方針の第5に規定する簡易型船舶自動識別装置の備付けについて、義務付けられる違反行為の内容を拡大するものでございます。

（2）の改正の理由といたしましては、近年、改良備前網漁業の一部の漁業者による距岸制限の違反や操業区域の違反が疑われる事案が発生しており、許可者や漁業者団体等に対して度重なる指導を行ってきたところでありますが、残念ながらその後も違反や違反が疑われる行為が確認されています。また、改良備前網漁業者団体においては、漁業秩序の安定を図るため、以前からGPSプロッターの航跡を2日間保存する自主的取組が実施されているものの、県による違反の疑いのある漁船への検査の際、当該航跡が保存されていない事例が近年認められています。県といたしましては、これまで漁業者団体による自主的取組を尊重したところでありますが、こうした状況を踏まえ、航跡の記録の保存を許可の条件に付加することと

します。

加えて、これまで省令第74条第2項に基づく禁止海域、これは三重県との漁業に関する協定に基づく禁止海域であります。この禁止区域で操業した違反行為を行った場合に、違反者に対する行政処分のほか、簡易型船舶自動識別装置、いわゆる簡易型AISの搭載及び常時作動を義務付ける許可の条件を付加することとしていましたが、違反操業を抑止するため、当該許可の漁具を搭載して航行及び操業する期間中において、距岸制限違反や操業区域違反といった改良備前網漁業の許可の内容に係る違反があった場合、又は、漁業監督公務員による検査や質問に対し拒否等をした場合にも、この条件を付加することとします。

これらの改正により、改良備前網漁業における漁業秩序の徹底を図るものでございます。

(3)の施行日につきましては、6月中を予定しておりますが、航跡の記録の保存に関する規定につきましては、改良備前網漁業の許可の一斉更新に合わせて9月1日としております。

資料6ページ及び7ページを御覧ください。改正案の新旧対照表でございます。第1において、以降に再掲する文言を整理いたします。第4において、新たに(3)として航跡の記録の保存に関する規定を追加いたします。第5において、簡易型船舶自動識別装置の備付けが義務付けられる違反行為の内容を変更いたします。

以上が、改良備前網漁業における許可方針の改正案となります。

続きまして、許可の定数の変更について御説明いたします。

資料9ページを御覧ください。(1)の概要につきましては、8月31日に許可期間の満了を迎える改良備前網漁業、貝けた網漁業、なまこけた網漁業、伊勢湾において行うまめ板網漁業、三河湾において行うまめ板網漁業及び渥美外海板びき網漁業について、許可等に関する取扱方針の第2(2)に規定する許可又は起業の認可をすべき船舶の数を変更するものでございます。

(2)の考え方につきましては、漁業法改正後、二度の許可の一

斉更新から、許可に空き枠が生じている漁業については、漁業団体等の意見を踏まえて定数の見直しを検討することとしております。

（３）の改正の理由につきましては、現在、以下の表に示すとおり、定数に対して許可数が下回っており、空き枠が生じております。令和８年４月１日現在、改良備前網漁業において、定数が２９隻のところ許可隻数が１７隻、貝けた網漁業において定数３１１隻のところ許可隻数２１６隻、なまこけた網漁業において定数１１隻のところ許可隻数１０隻、伊勢湾において行うまめ板網漁業において定数１４６隻のところ許可隻数９３隻、三河湾において行うまめ板網漁業において定数１１３隻のところ許可隻数７３隻、渥美外海板びき網漁業において定数４５隻のところ許可隻数３４隻でございます。

廃業見合いの新規許可につきましては、毎年７月に許可又は起業の認可の公示、９月に認可を行っております。

資料には、９月に許可又は起業の認可の公示と記載していますが、訂正させていただきます。前回一斉更新後の実績といたしましては、なまこけた網漁業において１隻のみでした。

近年の資源や漁家経営の状況、漁業団体等への聞取結果を考慮した上で検討しましたところ、新規許可申請の見込みはなく、定数を減らすことが妥当だと考えられることから、許可の一斉更新を迎えるにあたり、定数を現在の許可数とすることとします。

なお、改正後の定数につきましては、過去の委員会の質疑において御説明しましたとおり、今後漁場環境の変化などにより、新たに始めたいとの要望があった場合は、改めて水産試験場や漁業団体等の意見を踏まえた上で、今回の改正前の定数まで増やすことができるものとしております。

資料１０ページを御覧ください。改正案の新旧対照表でございます。改良備前網漁業の許可等に関する取扱方針第２（２）の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を、現在の許可数である１７隻に改正するものでございます。以降、１５ページまでが今回改正となる漁業の新旧対照表でありまして、改良備前網漁業と同様、許可又は起業

	の認可をすべき船舶の数を、現在の許可数に改正する内容でございます。以上が、改良備前網漁業等における許可の定数の改正案となります。 最後に資料 17 ページから 30 ページに改正後の取扱方針を、31 ページに関係法令の抜粋を掲載しております。 内容は以上のとおりですが、今後水産庁はじめ関係機関との協議の中で、趣旨に影響のない文言の修正等につきましては、協議結果に従う、との御了解を合わせてお願いいたしまして、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。
議長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。
委員（山本昌）	将来増やすことができるという話ですが、それはどの部分に書いてあるのですか。
水産課（黒田）	許可方針には記載はありません。これまでも海区委員会の中で説明をさせていただいており、今回も議事録に記載されることとなりますが、附則に記載する等についても検討させていただきたいと考えております。
委員（山本昌）	ありがとうございました。
議長（山下）	その他にないですか。
委員（山本忍）	許可申請は、申請してからどれくらいで許可がもらえますか。
水産課（黒田）	新規の許可に関しましては、現在 9 月 1 日許可ということで整理をさせていただいております。6、7 月から 1 ケ月間公示することになりますので、そちらのタイミングで申請していただきま

	す。
委員（山本忍）	それを過ぎると申請はできませんか。
水産課（黒田）	そうですね。申請期間中にしていただくということになります。
委員（山本忍）	ありがとうございました。
議長（山下）	他にありませんか。 長谷川委員も挙手されていましたが。
委員（長谷川）	山本委員と同じで、定数を元の数に戻せることを附則に記載した方が良いのではという意見です。
議長（山下）	他にありませんか。 質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
議長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「改良備前網漁業等の許可等に関する取扱方針の一部改正について」は、原案どおり適当と認めることとします。 次に、第2号議案「改良備前網漁業等の制限措置の内容及び申請

	すべき期間について」ですが、その前に事務局から連絡があるとのことで、よろしくお願いします。
事務局（浅野）	ただいま御審議いただきました第1号議案の御承認を受けまして、第2号議案の諮問文を配布いたしますので、資料1ページの差替えをよろしくお願いします。 （事務局配布）
議長（山下）	それでは、水産課から説明をお願いします。
水産課（黒田）	第2号議案「改良備前網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。 ただいまお配りした資料を御覧ください。本諮問は、1から14の漁業に関して本委員会に御意見を伺うものでございます。なお、第1号議案で御承認いただいた1の改良備前網漁業から7の渥美外海板びき網漁業の許可等の取扱方針につきましては、今後、改正の手続きを進めてまいります。ここでは改正されたことを前提に御意見を伺います。 それでは、諮問文を朗読いたします。 （諮問文朗読） 漁業の許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。また、廃業等により定数に空きが生じた場合には、毎年一回、新規の許可を行うこととしております。 今回、8月末に有効期間の満了を迎える小型機船底びき網漁業の許可の一斉更新及び廃業見合いの新規の許可を行う漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について、併せて諮問するものでござい

ます。

資料3ページ、別紙を御覧ください。表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を記載しております。1の改良備前網漁業を御覧ください。制限措置の内容につきましては、(1) 漁業種類、(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、(3) 船舶総トン数、(4) 推進機関の馬力数、(5) 操業区域、(6) 漁業時期、(7) 漁業を営む者の資格を示しております。申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第11条第2項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和8年6月24日(水)午前8時45分から令和8年7月24日(金)午後5時30分までとしております。以降5ページの7渥美外海板びき網漁業までが、今回一斉更新を迎える小型機船底びき網漁業、6ページの8中型まき網漁業から11ページの14なまこ素潜り漁業までが、廃業見合い新規許可の対象となる漁業でございます。いずれの漁業種類も、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数以外の制限措置につきましては、変更はございません。

それでは、公示する許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきまして御説明いたします。

資料13ページを御覧ください。今回公示する漁業種類の許可隻数等を示した一覧でございます。表の左の欄から許可を行う漁業種類、許可取扱方針に記載された許可の定数、令和8年4月1日現在の許可数、定数から許可数を引いた空き枠、公示する数、許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の期間を記載しております。

表の左、改良備前網漁業から渥美外海板びき網漁業の公示する数につきましては、許可方針に記載された許可の定数といたします。許可又は起業の認可を申請すべき期間につきましては、先ほど御説明いたしました改良備前網漁業と同じでございます。

許可の期間につきましては、令和8年9月1日(火)から令和11年8月31日(金)までの3年間としております。

	次に、表の左の欄、中段からの中型まき網漁業からなまこ素潜り漁業につきましては、廃業見合いの新規許可のため、公示する許可数は、許可取扱方針に記載された許可の定数から現在の許可数を差し引いた空き枠の数といたします。なお、簡易潜水器漁業におきましては、操業区域となる漁業権の漁業権行使規則又は入漁規則に定められた範囲内で、現許可数を差し引いた数として公示いたします。許可又は起業の認可を申請すべき期間につきましては、令和8年7月10日（金）午前8時45分から令和8年8月10日（月）午後5時30分までとしております。許可の期間につきましては、許可の日から、それぞれの漁業の一斉更新時における許可の満了日までとしております。 最後に参考として15ページ以降に、申請を受けるにあたり県Webページ上で公開される公示文の案、43ページに係る県漁業調整規則の抜粋を載せております。 以上でございます。御審議よろしく願いいたします。
議長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。
委員（川口）	申請をする場合、申請期間内で許可されるのか、空いていればすぐに許可されるということですか。
水産課（黒田）	今回の廃業見合い新規許可は毎年、年1回、9月1日での許可です。
委員（川口）	期間内以外での申請は、来年まで待ちなさいということですか。
水産課（黒田）	そうなります。
委員（川口）	申請期間が終わってから、やりたいという方がいた場合、来年ま

	で申請を待ってもらうということですか。
水産課（黒田）	そういうことです。
委員（川口）	わかりました。
議長（山下）	他に御質問はありませんか。
	質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
議長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「改良備前網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、原案どおり適当と認めることとします。 次に、第3号議案の「まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」水産課から説明をお願いします。
水産課（岩田）	7月から令和8管理年度が始まる、まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する知事管理漁獲可能量について、国から配分量が指定されましたので、漁業法に基づき貴委員会に諮問させていただくものでございます。

	最初に諮問文を朗読いたします。資料１ページを御覧ください。 (諮 問 文 朗 読) ３ページの別紙にある表を御覧ください。令和８管理年度である令和８年７月１日から令和９年６月３０日までの知事管理漁獲可能量は、「愛知県まさば及びごまさば太平洋系群」に「現行水準」を設定しています。この「現行水準」は、漁獲努力量を現状以下とすることで、漁獲量を現行以上に増加させない管理を行うものとなります。ぶりは令和８管理年度から全国一律にステップアップ管理がステップ２へ移行することになります。このため国は、全ての都道府県に「試行水準」を設定しております。表にあります愛知県ぶり漁業においても試行水準を設定しております。この「試行水準」は、漁獲可能量の管理を机の上で練習し、管理の課題等を洗い出していくことになります。机の上での練習ですので、実際の漁業活動に制限がかかるものではありませんし、採捕停止命令が出されることはありません。 ５ページから８ページは、官報を抜粋したものと、国から本県へ示された配分量と漁業法条文の抜粋を参考として載せております。 内容は以上のとおりですが、今後、貴委員会の御承認をいただいた後は、水産庁へ承認申請し、承認後、県 web ページによる公表となります。その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、水産庁との協議結果に従うとの御了解を合わせてお願いいたします。御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。
議長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。
委員（長谷川）	制限に係る案件なので、制限内容をきちんと理解するため御質問します。試行水準について机の上の練習と説明いただいたのです

	が、どうも具体的なイメージが浮かびません。もう少しわかりやすく説明をしていただけませんかでしょうか。
水産課（岩田）	課題を洗い出して改善を図る期間がステップ2の期間でありまして、その時に試行水準を設定します。具体的な数量は公表せず、目安の数値が出されまして、その数値に対して試行していくというものとなります。
委員（長谷川）	現行水準というと去年、一昨年の水準ぐらいなのかとイメージすることができます。試行水準というのは、現行水準に照らしてどうか、それだけではわかりません。目安の数値といわれても現行水準という抽象的なものよりは具体的な数量、トン数等を示されるということなのですか。
水産課（岩田）	そうですね。目安の漁獲可能量が示され、それに対して管理運用を試行していくということです。
委員（長谷川）	目安の数値というのは、どの様な形で漁業者の方々にわかるように公表されるのですか。
水産課（五藤）	今、ステップ1からステップ2に上がったということで、ステップ2で漁業者の方は、どうなるのかというお話なのですが、あくまで机の上での練習と岩田が申しましたが、漁業者の方の漁業活動というのは、いわゆる今までどおり自然体でやっていただければ問題ないものになります。その上で管理する側の行政は、漁獲量が積みあがってきた時に、漁業者の方に止めてくださいというものではありません。もしステップ3になった時に、愛知県で決められた漁獲量の限界に近づいてきたら、ここで少し国から余分に貰わなければならないと行政側が机の上で練習するということになります。漁業者の方は、今までどおり自然体で漁業をしていただくというこ

	とになります。
委員（長谷川）	現行水準より多くなったら、試行水準は現行水準より少なくなるように机の上で練習しているのかなというイメージなのですが。
水産課（五藤）	現行水準と試行水準で数量の差があるとか、そういうことではありません。現行水準は、あくまで漁獲努力量を今よりも強くしないことによって、管理を行っていきましょうというものです。 試行水準は、漁獲努力量を今以上に増やすことを止めましょうということでもなく、本当に自然体でやっていただいて、管理する方で何か課題等はないのかと見つける機会になります。現行水準の方が試行水準よりも管理が厳しくなるとか、漁業が抑えられてしまうということではありません。
委員（長谷川）	ありがとうございました。
議長（山下）	他に御質問等はございませんか。
議長（山下）	質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。 原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
議長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに

水産課（黒田）	関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」は、原案通り適当と認めることといたします。 次に、報告事項の「漁業に関する協定について」、水産課から説明をお願いします。 報告事項「漁業に関する協定について」につきましては、前回会議におきまして火災警報により途中で終了となりましたので、今回改めて御説明させていただきます。 始めに、(1)の第14回資源専門家委員会について御説明いたします。資料1ページを御覧ください。平成23年に愛知県と三重県とで締結した、漁業に関する協定第11条に基づき設置されている資源専門家委員会は、両県で交互に委員会を開催することとなっております。令和7年度につきましては、愛知県が担当県で、令和8年3月に書面で開催いたしました。開催方法につきましては、各委員に適用海域における相互に関心のある水産資源について資料を送付し、提出された意見を集約することで情報交換をいたしました。 1の適用海域における相互に関心がある水産資源については、クルマエビやトラフグ等の資源状況等に対し、両県委員から意見が寄せられました。(1)クルマエビにつきましては、例年より早い6月終わってから獲れ始め、漁獲量は例年並みであったが、サイズが小さく大型個体は少なめであったこと、昨年と同様、資源が沖に多かったとの意見がございました。(2)トラフグにつきましては、漁獲は昨年に引き続き好調であり、1日の操業を2回から1回に制限した上で操業日数を増やしたところ、単価は昨年に比べて上昇し、水揚げ金額も大きく増加したこと、TAC管理の導入については、分布域が関東以北にも拡大していると考えられ、資源動態の把握が必要であるとの意見がございました。(3)イカナゴにつきましては、禁漁措置が11年目となるが、資源の回復の兆しはみられないこと、黒潮大蛇行の終息に伴い海洋環境が変化しており、資源回復
---------	---

等の兆候を見逃さないためにも、資源調査は今後も継続すべきとの意見がございました。(4) カタクチイワシにつきましては、昨年はマイワシが豊漁であり、これは伊勢湾にマイワシの加入があり、カタクチイワシと比べて単価の高いマイワシに操業がシフトしたためと考えられること、カタクチイワシについては、本格的な TAC 運用に向けて議論が進められているが、両県による調査や情報交換を充実させ、科学的知見や自主的管理の取組が配慮されるよう国に働きかける必要があるとの意見がございました。

2 の次回開催につきましては、三重県で開催を予定しております。開催の時期につきましては、今後両県で調整を進めてまいります。

資料 2 ページには、意見聴取時の委員会名簿を載せております。なお、書面開催の結果につきましては、水産庁にも報告しております。

続きまして、(2) の第 22 回愛知県・三重県漁業者間協議について御説明いたします。漁業に関する協定に基づき、漁業秩序の確立と水産資源の保存及び合理的利用並びに両県間の友好協力関係の構築の推進を目的として、漁業者間協議を実施しております。

表紙をめくりまして、資料 3 ページを御覧ください。令和 7 年度につきましては、令和 8 年 3 月 3 日に名古屋市で開催されました。協議には関係者 30 名が出席し、適用海域における両県漁業者間で情報の共有と交換が行われました。

資料 4 ページに出席者名簿、5 ページには三重県さし網敷設位置の連絡体制、6 ページには操業秩序遵守状況についての資料となっております。令和 7 年度は違反や事故の発生事案もなく、円滑に意見交換が行われ、引き続き信頼友好関係を深めていくこととして円満に協議が終了しました。

続きまして、(3) の漁業に関する協定の委員について御説明いたします。表紙をめくりまして、資料 7 ページを御覧ください。漁業に関する協定第 10 条に基づく紛争処理委員会の名簿を載せてお

議長（山下）	ります。今回、委員に変更がありましたので御報告いたします。なお、変更のあった箇所には下線を引いております。愛知県の委員では、漁業関係者で尾寄 芳成委員、県水産行政職員で荒川 哲也委員へと変更がございました。三重県の委員では、県水産行政職員で山本 祥輝委員へと変更がございました。 資料８ページを御覧ください。漁業に関する協定第１１条に基づく資源専門家委員会の名簿を載せております。今回、委員に変更がありましたので御報告いたします。なお、変更のあった箇所には下線を引いております。愛知県の委員では、水産資源の学識者で澤田 知希委員、県水産行政職員で岩田 友三委員、漁業関係者で尾寄 芳成委員へと変更がございました。三重県の委員に変更はございませんでした。 報告は以上でございます。 ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 以上で本日予定の議題はすべて終了しました。これをもちまして第９回委員会を終了します。委員の皆様、お疲れさまでした。
--------	--

	議 長
	委 員
	委 員

